

■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

* : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

© : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Todai OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2013, 加藤陽子

The University of Tokyo / Todai OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2013, Yoko Kato

第7回 戦争の歴史から国家を見る「日清戦争研究の現在」

野島（加藤）陽子（文学部）

1、はじめに

- (1) 「あの戦争」について再定義することの難しさ～参照、安念潤司「日本国憲法の意義と運営」、長谷部恭男編『岩波講座 憲法6 憲法と時間』（岩波書店、2007年）152頁
- (2) 「戦争と死」に対する記憶と語り～フランスと日本
 - ①オラドゥール・スール・グラヌ（フランス中部の都市リモージュ西方、1936年の人口調査で1574人）の事件
 - ②フランス政府による1953年ボルドーでの裁判 当初は死刑・強制労働の判決を下すも全員に特赦
 - ③1999年、記憶のための資料館開館 遺跡の入口には「憶えておいて」のメッセージ。死者が生者へ。
 - ④広島市平和記念公園の原爆死没者慰霊碑「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」。生者が死者へ。
～以上、参照、関沢まゆみ編『戦争記憶論 忘却、変容そして継承』（昭和堂、2010年）167～177頁。
 - ⑤1958年、ドイツの哲学者ギュンター・アンダーズの広島・長崎訪問、参照、篠原正瑛訳『橋の上の男 広島と長崎の日記』（朝日新聞社、1960年）、111頁。
 - ⑥戦死者遺族に、兵士がいつどこで死んだのかさえ遺族に教えられなかった国～参照、一ノ瀬俊也『銃後の社会史』（吉川弘文館、2005年）

2、学徒兵の目に映じた戦争

(1) 佐々木八郎の場合

- ①佐々木八郎（1922年東京生まれ、39年第一高等学校文科甲類入学、42年東京帝国大学経済学部進学、43年徴集猶予停止による学徒出陣、飛行予備学生となり、45年4月14日、特別攻撃隊第一昭和隊員として沖縄方面に出撃し戦死）。1943年11月10日、出陣に際して書かれた『愛』と『戦』と『死』一宮澤賢治作『鳥の北斗七星』に関連して。
- ②「正直な所、暴米暴英撃滅とか、十億の民の解放とか言う事は単なる民衆煽動のための空念仏としてしか響かないのだ。そして正しいものには常に味方をしたい。〔中略〕好悪感情、すべて僕にとっては純粹に人間的なものであって、国籍の異なるというだけで人を愛し、憎むことはできない」、参照、岡田裕之『日本戦没学生の思想 くわだつみのこえを聴く』（法政大学出版局、2009年）、3頁

(2) 松永茂雄の場合

- ①松永茂雄（1913年東京生まれ、府立一中、國學院大學文学部予科を経て、1931年第一高等学校理科甲類入学、32年一高を中退、34年徴兵適齢で陸軍第一歩兵連隊に入隊、36年除隊、國學院大学入学、37年在学のまま応召、38年11月28日上海呉淞病院で戦病死）
- ②1931年9月に勃発し拡大した満州事変を横目に見ながら、663年の白村江の戦いに材をとった歴史小説『水師』（みないくさ）を執筆。1933年に冊子として製本。「これは遠い昔の伝説である。けれども一千三百年の後の今、日本

の描きつつある歴史は、あまりにも此の物語と似て居るではないか」、参照、前掲岡田『日本戦没学生思想 くわだつみのこえ』を聴く』39頁。

③「白村江の戦い」と「今度の戦争」を比べた人に昭和天皇がいる

1946年8月14日、ポツダム宣言受諾の一周年目の茶話会、参照、「稲田周一備忘録」、東野真『昭和天皇 二つの「独白録」』（日本放送協会、1998年）246頁。

3、満州事変から太平洋戦争期における中国イメージ 淵源としての日清戦争

(1) 日清戦争について、教科書的な説明

①1885（明治18）年、伊藤博文と李鴻章の間で天津条約締結。朝鮮政府は清国の軍事力を背景に日本の経済進出に抵抗、日朝政府対立。1894（明治27）年、東学の信徒を中心とした農民反乱（甲午農民戦争）〔東学農民運動〕は、減税と排日を朝鮮政府に要求、農民軍は政府と和解、しかし朝鮮に派兵した日清両国は朝鮮の内政改革問題をめぐり対立を深めて交戦状態へ。日英通商航海条約を締結したイギリスの態度好転、日本は中国に宣戦布告。参照、参照、笹山晴生ほか編『詳説 日本史』（山川出版社、2012年版）288～289頁。前掲『詳説 本史』290頁。

②1894年6月2日の朝鮮出兵閣議決定の解釈～日本が好機を掴んで対清開戦に持ち込んだとみる通説、参照、中塚明『日清戦争の研究』（青木書店、1968年）。また、陸奥宗光外相と川上操六参謀次長によって伊藤博文首相は瞞着されたとの説。

(2) 日本側内部の朝鮮中立化論の流れ

①1882年9月、井上毅「朝鮮政略意見案」～朝鮮をベルギー・スイスにならって中立化する構想。参照、大澤博明「朝鮮永世中立化構想と近代日本外交」、『青丘学術論叢』12号（1998年）

②1885年6月、井上馨外相「弁法8カ条」～ロシアの浸食を防ぐため、日清英協調して朝鮮改革を。

③1885年末、アメリカ留学から朝鮮に帰朝した兪吉濬（ユギルチュン）「中立論」参照、月脚達彦「第23章 1880年代の朝鮮と国際政治」、三谷博ほか編『大人のための近現代史 19世紀編』（東京大学出版会、2009年）

④1890年3月、山県有朋「外交政略論」～伊藤博文に行政権独立の重要性と憲法を教えたシュタインは、山県に利益線論・主権線論を教える。ロシアによるシベリア鉄道建設（1891年建設開始、1904年全線開通）が日本にとって死活的な意味を持つのは、ロシアが海軍根拠地を求めて、朝鮮を領した時のみ。ロシアが朝鮮に海軍根拠地を築かないよう、朝鮮を中立に置くことができさえすれば、必ずしも朝鮮への武力干渉の必要ない。参照、拙著『戦争の日本近現代史』（講談社現代新書、2002年）、「斯丁氏意見書」、「中山寛六郎文書」所収（東京大学法学部附属法政史料センター原資料部所蔵）

⑤シュタインの説をうけて山県も「曾て聞く李鴻章は久しく朝鮮の為に恒久中立共同保護の策を抱く、而して英独の策士亦往々此説を持する者あり」「朝鮮の中立は独清国の冀望する所たるのみならず英独の二国亦間接の利害を有する者」

(3) 東アジアの軍備状況

①1880年代の清 清の北洋陸軍約4万5千、1881年ドイツ製の鎮遠・定遠（14.5ノット）、1887年ドイツ製の経遠・来遠（16ノット）、1886年イギリス製の致遠・靖遠（18ノット）、1888年北洋海軍組織

②1890年代の日本 1890年の陸海軍連合大演習以降、防衛軍から上陸軍としての演習。1891年青森・岡山間鉄道全通、1893年ドイツ式「歩兵操典」「野要務令」に合わせた戦時編制・平時編制の改訂作業行う、1894年には兵站・運輸・通信に関する規定が制定されていた。1893年陸海両軍統合機関として戦時大本營の編制条例できる。参照、千葉功、月脚達彦、川島真「第25章 日清戦争の勃発と展開」、前掲三谷博ほか編『大人のための近現代史 19世紀編』242～243頁。

③1893年10月、山県有朋「軍備意見書」～東洋の禍機は、今後十年もたないうちに破裂する。その時における日本の敵は、中国でもなく朝鮮でもなく、イギリス、フランス、ロシア。イギリスが長江の利権を狙い、フランスが雲南を狙い、ロシアが蒙古を狙う。今、中国はと言えば、1885年以降「少々衰退の状況に陥」っているように見える。シベリア鉄道全通も間近となる今、中国のこのような現状は日本にとって危険である、よって、列強による中国進出の際、日本が禍害を蒙らないようにする一方、「乗ずべき機あらば進んで利益を収むるの準備」必要。参照、大山梓編『山県有朋意見書』（原書房、1966年）218～221頁

(4) 伊藤博文の日清共同朝鮮改革 楽観論であり、それ故に強硬でもある

①1894年6月2日の閣議 閣議確定議～「我兵を以て我國民を保護するを怠るべからざるがために清国と連合派兵するを待たず、条約の明文に従い、行文知照し直ちに出兵するを適当とす。京城駐在公使館杉村書記官よりの来電に依れば、朝鮮政府は已に応援を清国に求めたりと云へり。清国之之に応じたるや否やは未だ報知を得ずと雖も、将来清国も其兵員を派遣し兩國の軍隊或は連合の働きを為し、或は朝鮮政府の要求に由り臨機に応援防護するの必要を生ずるのも亦料るべからず、此れ亦予め算画の中に置かざるべからず」

②同6月7日付、派遣された陸軍の福島安正中佐・上原勇作少佐、海軍の伊集院五郎少佐等に出された、大山巖陸相、西郷従道海相の訓令「此度の出兵は全く我公使館領事館及び帝国臣民保護の爲めに出したるものにして決して清国と事を起すが爲にあらざるは断言し置く所なり」。参照、大澤博明「伊藤博文と日清戦争への道」『社会科学研究』44巻2号（1992年2月）157～159頁。

③対清戦争の開始は、当初の政策目標達成に失敗した結果

(5) 日清戦争前の帝国議会はどうなっていたのか

①1892年8月、第二次伊藤博文内閣成立、元勳を網羅して議会对峙、外務大臣は陸奥宗光

②政府と民党連合（自由党・改進黨ほか）は、予算査定と地租減税で対立。

政府は条約改正にかける→議会の支持を得られるのではないか

民党連合→条約改正を支援することで与党化をはかる自由党と

条約改正を阻止することで政府に致命傷を与えようとする改進黨他は対外硬論の硬六派へ

③対外硬論～領事裁判の不公平性への不満、外国人への微温的取締（居留地外での商業・居住・旅行、居留地新聞の言論）、外国人に対する行政上の不統一（銃猟規則や検疫規則が外国人に適用されていない）

④第5議会（1893年末に開会）対外硬派、条約励行建議案上程、提案理由説明の直前に10日間停会

停会明け12月29日、陸奥外相の条約励行反対演説直後、14日間の再停会、翌日衆議院解散

政府としては、条約励行建議案通せない、内閣総辞職にも追い込まれたくない、解散

⑤1894年3月1日、第3回総選挙。自由党躍進。第6議会（1894年5月15日）、解散理由は条約励行論であったことを認める。衆議院解散、同年9月1日第4回総選挙。戦時中の選挙。

参考、五百旗頭薫「第2章 開国と不平等条約改正」、川島真・服部龍二編『東アジア国際政治史』（名古屋大学出版会、2007年）44～50頁。

(6) まとめ